

開発行為に関する相談

相談・係協議

- ・窓口等で相談
- ・係協議用資料提出(※)
- ・1週間程度で見込みを回答

事前協議申出

- ・事前協議資料(2部)提出(必要書類一覧はHPに掲載)
- ・現地立会い



事前協議

- ・現地立会い後、3～4週間で協議終了

本申請

- ・正本1部と副本1部提出、手数料支払
- ・1週間程度で許可書交付
- ・開発許可(法第29条許可)の場合は、造成工事完了後、完了検査を実施し、検査済証を交付

支障が無い場合、係協議用資料提出から許可まで1ヶ月半～2ヶ月を要します。
開発審査会付議案件の場合、上記に加えて2ヶ月～3ヶ月要します。

※係協議用資料(全てコピーで構いません。)

	必要書類	備考	窓口
1	位置図	住宅地図等	
2	住民票謄本		住所地の市区町村役場
3	全部事項証明書	申請者が法人の場合	法務局
4	字限図(公図)		法務局
5	登記簿謄本(土地・建物)	必要に応じて閉鎖謄本	法務局
6	現況図・写真	敷地全体の状況が分かるもの	
7	土地利用計画図	建築物の配置、道路幅員を記載	
8	免許、資格等	宅地(建売)分譲などの場合	
9	給排水管台帳図		上下水道部 業務課 給排水係
10	公共下水道台帳図		上下水道部 業務課 給排水係
11	建築確認申請概要書	既存の建物がある場合	建築指導課